

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年4月24日
【事業年度】	第39期(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
【会社名】	株式会社鎌倉新書
【英訳名】	Kamakura Shinsho, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長COO 小林 史生
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03 - 6262 - 3521(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 鵜田 英之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03 - 6262 - 3521(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 鵜田 英之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2019年 1月	2020年 1月	2021年 1月	2022年 1月	2023年 1月
売上高 (千円)	2,503,866	3,263,188	3,238,413	3,826,139	5,004,242
経常利益 (千円)	728,193	794,342	267,792	538,763	683,175
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	415,119	638,784	180,215	361,155	453,630
包括利益 (千円)	412,619	628,586	181,286	365,347	453,100
純資産額 (千円)	2,614,348	3,511,116	3,699,157	3,660,637	3,387,664
総資産額 (千円)	3,040,363	3,884,310	4,009,174	4,074,551	4,317,699
1株当たり純資産額 (円)	69.50	91.06	95.02	93.82	88.91
1株当たり当期純利益 (円)	11.18	16.87	4.66	9.30	11.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	10.32	15.57	4.42	9.00	11.79
自己資本比率 (%)	85.6	90.0	91.9	89.6	78.2
自己資本利益率 (%)	16.0	20.9	5.0	9.8	12.9
株価収益率 (倍)	125.95	95.0	185.41	54.62	89.50
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	380,213	325,577	205,777	530,226	891,336
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	147,234	426,826	170,772	74,564	90,219
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	27,875	244,318	30,830	7,412	994,876
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,037,271	2,180,381	2,245,251	2,695,809	2,505,218
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	87 (30)	115 (44)	139 (34)	171 (30)	190 (41)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()外数で記載しております。
2. 2018年9月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2019年 1月	2020年 1月	2021年 1月	2022年 1月	2023年 1月
売上高 (千円)	2,477,022	3,140,890	3,132,250	3,649,641	4,302,608
経常利益 (千円)	721,896	823,138	294,886	574,125	749,120
当期純利益 (千円)	443,050	629,111	161,927	401,068	523,839
資本金 (千円)	792,706	977,002	1,038,547	1,045,698	1,057,089
発行済株式総数 (株)	37,438,400	38,404,400	38,781,600	38,900,400	39,025,200
純資産額 (千円)	2,642,278	3,524,141	3,692,823	3,690,025	3,487,790
総資産額 (千円)	3,074,253	3,867,480	3,947,139	3,947,881	4,257,949
1株当たり純資産額 (円)	70.25	91.54	95.02	94.84	91.81
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	3.0 (-)	3.0 (-)	1.0 (-)	2.0 (-)	2.5 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	11.93	16.62	4.19	10.33	13.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	11.02	15.34	3.97	9.99	13.61
自己資本比率 (%)	85.5	90.9	93.4	93.5	81.9
自己資本利益率 (%)	18.3	20.5	4.5	10.3	14.6
株価収益率 (倍)	118.01	96.45	206.21	49.18	77.51
配当性向 (%)	25.1	18.1	23.9	19.4	18.2
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	87 (26)	105 (36)	135 (32)	155 (28)	164 (39)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	240.3 (87.2)	274.0 (96.1)	148.3 (105.7)	88.0 (113.2)	182.8 (121.1)
最高株価 (円)	4,575 ○1,553	2,077	1,744	1,417	1,095
最低株価 (円)	2,059 ○975	1,296	765	475	393

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()外数で記載しております。
2. ○印は株式分割(2018年9月1日、1株 4株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
3. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2 【沿革】

当社は、1984年東京都豊島区において、仏壇仏具業界向け書籍の出版社として設立されました。

当社設立から現在までの主な沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
1984年4月	東京都豊島区において、仏壇仏具業界向け書籍の出版を事業目的とした、株式会社鎌倉新書（資本金2百万円）を設立。
1986年8月	中央区日本橋浜町に本社を移転。
1998年6月	中央区日本橋久松町に本社を移転。
2000年10月	全国の葬儀社検索、お葬式のマナーや葬儀に関するポータルサイト「いい葬儀」を開始。
2001年6月	月刊誌「月刊『仏事』」創刊号発売。
2002年2月	ニュースレター「なごみ」「きづな」「はるか」を順次発売。
2003年12月	霊園・墓地・お墓さがしのポータルサイト「いいお墓」を開始。
2003年12月	仏壇と仏壇店さがしに関するポータルサイト「いい仏壇」を開始。
2006年7月	エンディングノート「旅立ちの準備ノート」を発売。
2008年10月	全国“優良”石材店と霊園さがしのポータルサイト「優良墓石・石材店ガイド」を開始。
2010年1月	既に亡くなられている大切な方へ宛てた手紙を公募、選考、書籍化を行う「今は亡きあの人へ伝えたい言葉」実行委員会を設立。 全国の葬儀社、仏壇店、墓石店等の供養業者へ参画の募集を開始。
2010年8月	中央区日本橋大伝馬町に本社を移転。
2014年4月	中央区日本橋本石町に本社を移転。
2014年8月	新しい形のお墓を無料で簡単に探せるサイト「樹木葬なび」と「納骨堂なび」を開始。
2015年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2016年10月	中央区八重洲に本社を移転。
2017年7月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
2018年2月	株式会社鎌倉新書Care pets設立。（2019年5月 清算終了）
2018年3月	株式会社鎌倉新書みんなのパソコン倶楽部設立。（2019年11月 清算終了）
2019年2月	株式会社ハウスポートクラブの株式の一部を取得し子会社化。（現 連結子会社）
2019年9月	中央区京橋に本社を移転。
2020年6月	相続に関するポータルサイト「いい相続」を開始。
2021年8月	株式会社エイジプラス設立。（現 連結子会社）
2021年10月	株式会社エイジプラスが株式会社エイジプラス（本店所在地：大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号）から介護あっせん事業及び見守りサービス事業等を吸収分割。
2022年2月	株式会社ハウスポートクラブが当社からお別れ会プロデュース事業を吸収分割。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。

3 【事業の内容】

当社グループは、仏壇仏具業界向けの出版社からスタートし、葬儀、お墓、仏壇を主軸とした終活市場へと事業を広げてまいりました。2019年以降は超高齢社会におけるあらゆる課題を解決する「終活インフラ」の実現を目指し、周辺事業である介護、相続、不動産などの事業を展開しております。現在では終活メディアとしてポータルサイトを運営し、お客様にさまざまな情報提供を行っております。

なお、当社グループを取り巻く事業環境については、我が国において2040年頃まで死亡者数が増加傾向にあると予測されており、2065年には全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が38.4%（注1）に達するとみられています。このような背景から、当社グループが属する終活市場は当面拡大傾向にあり、事業機会はますます増加していくものと考えております。

注1：内閣府「令和3年版高齢社会白書」

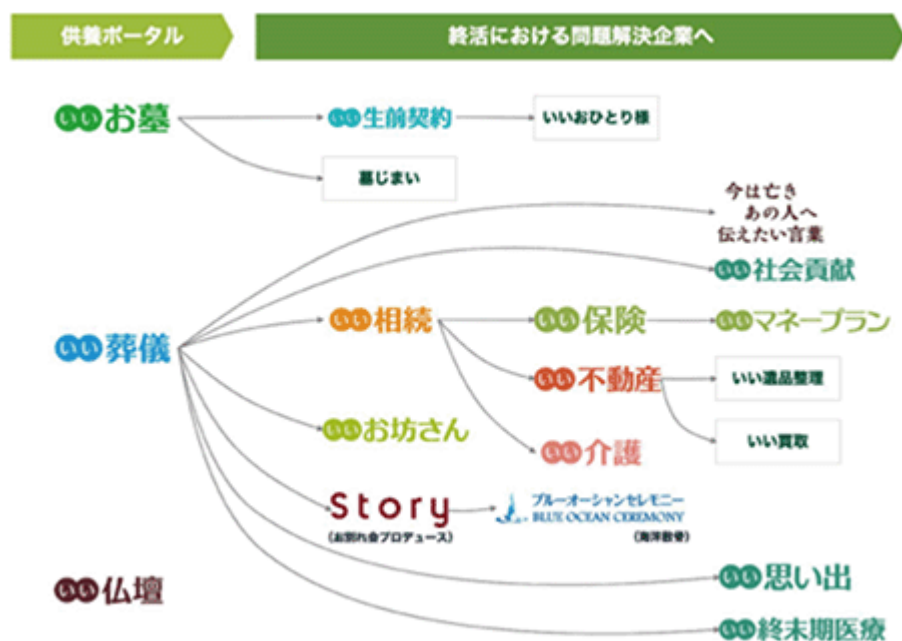
(1) 当社グループのビジネスモデル

当社グループは、終活に取り組む高齢者やそのご家族の多様なニーズを事業者とつなぐマッチングプラットフォームの運営を主な事業とし、世の中に数多く存在する事業者の中からお客様の希望を満たす優良な事業者をご紹介します。累計紹介件数は約50万件、全国約2.4万以上の施設と提携（2022年3月末現在）しております。介護施設や葬儀社探しなどは多くの人々にとって人生で初めての経験であり、日常的に繰り返される出来事ではありません。お客様と事業者との間における情報の非対称性が大きい終活市場において、マッチングプラットフォームビジネスの需要は高まっていくと考えています。



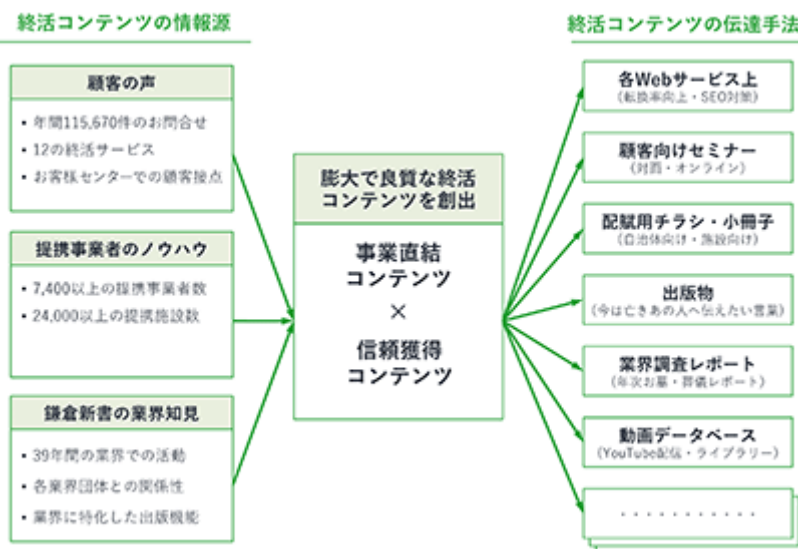
(2) 当社グループのサービスラインナップ

当社グループは、“終活が当たり前になる、その時だれもが鎌倉新書をイメージ（想起）する” = “終活インフラ”の構築をビジョンとして掲げています。高齢者とそのご家族の終活における課題は多岐にわたり、それらにワンストップで応える専門家へのニーズが高まっております。顧客の課題に耳を傾け、葬儀、お墓、仏壇にとどまらず、2019年以降多くの新規サービスを開始し、現在は10以上のサービスを展開するなど、ラインナップを充実させてまいりました。お客様のニーズをワンストップでキャッチし、専門家におつなぎする当社独自の体制構築を推進しております。



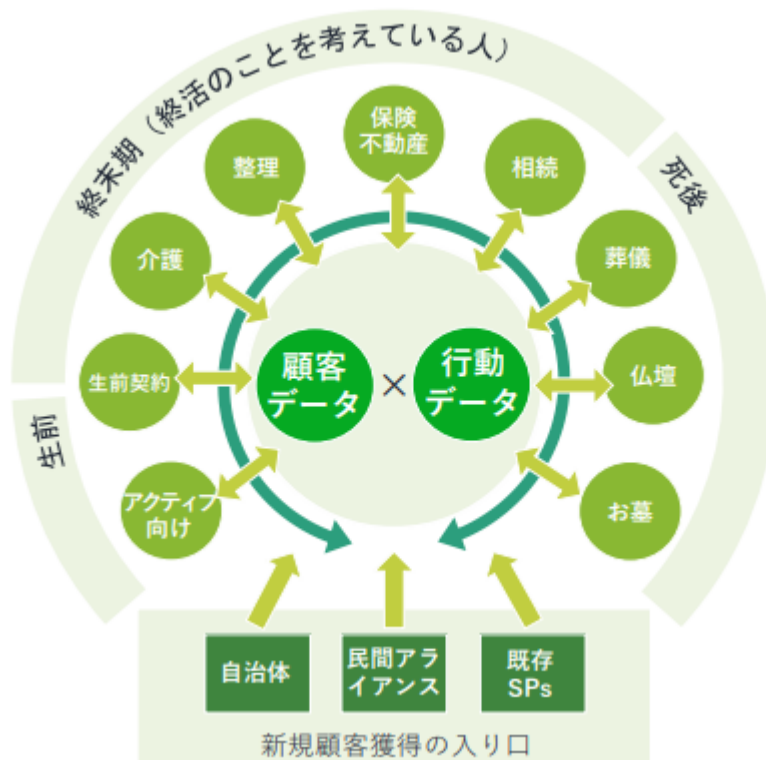
(3) 終活メディア企業としての当社グループ

当社グループは、超高齢社会における「終活」に特化した良質なコンテンツを保有、蓄積しております。今後もさらなるコンテンツを創出し、伝達手法・利用用途を拡大しながら、お客様に合った情報にスムーズにアクセスできる環境を整備し、当該領域での1プラットフォームとしてのポジションをより強固なものにしていまいります。



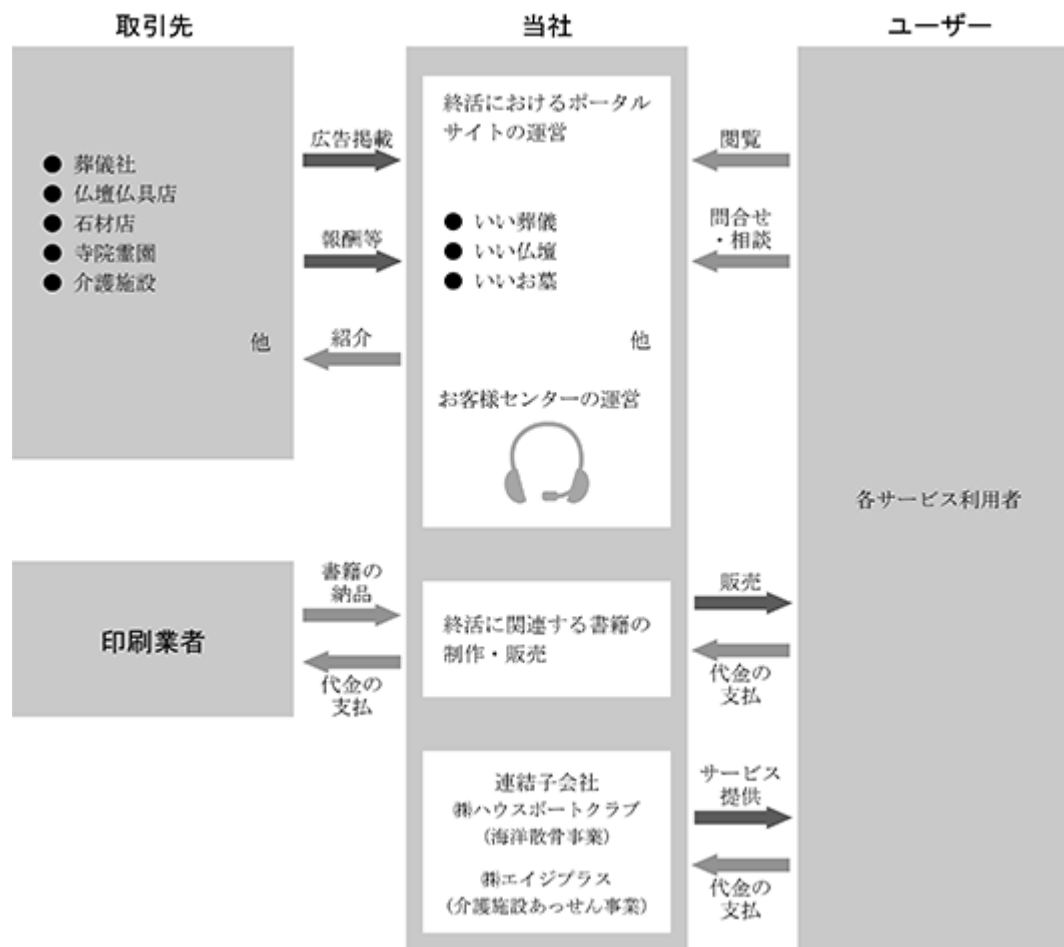
(4) 当社グループが目指す終活エコシステム

当社グループが提供する終活コンテンツ・サービスをご利用いただくことで、地域、予算、課題などの個別性の高い顧客データが蓄積されます。それらの膨大な顧客データを新規サービスの展開や集客に活用し、さらなるデータが蓄積されていきます。これにより当社独自のエコシステムを構築、さらにAI等のテクノロジーを活用し、わが国における唯一無二の終活インフラ企業を目指してまいります。



当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ハウスポートクラブ	東京都江東区	20,200	海洋散骨事業	所有 50.2	役員の兼務あり
(連結子会社) 株式会社エイジプラス	東京都中央区	50,000	介護施設あっせん事業	所有 100.0	役員の兼務あり

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年1月31日現在

事業の名称	従業員数(名)
終活事業	190(41)
合計	190(41)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは終活事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

2023年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
164(39)	38.4	3.3	6,177

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は終活事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、「私たちは、明るく前向きな社会を実現するため、人々が悔いのない人生を生きるためのお手伝いをします。」をミッションに掲げ、高齢社会の進展に伴いニーズが拡大する高齢者やそのご家族に向けて、課題解決のための情報やサービスの提供をすることで社会に貢献することを責務、経営の基本方針と認識しております。

(2) 経営環境とそれに対応する経営戦略

日本の高齢化率は年々高まり続けており、様々な社会課題が生じております。当社グループはミッションに則り、葬儀やお墓など、「家族のつながり」のこのことのみではなく、遺言や相続、不動産などの「お金」のことや、介護・終末期医療などの「からだ」のこと、ほかにも「家の片付け」「思い出」「家族へのメッセージ」など、人生をより良く生きるために大切なこと、必要なことはすべてお手伝いし、高齢社会に確かな価値を提供し続けることで、更なる社会への貢献を目指していきたくと考えております。

(3) 目標とする経営指針

当社グループは、上記の経営戦略に基づいた重要な経営指標として、高齢社会に必要とされるサービスを、当社グループがどれだけの人に紹介することができたかを示す「紹介数」、そしてご紹介したユーザーがご満足頂きご利用を決めていただいたかを示す「成約数」、そしてそのユーザーが顧客となり、他のサービスもご利用いただけているかを示す「クロスユース率」を重視しております。加えて継続的な会社成長を示す経営指標として「売上高」「営業利益」及び「EBITDA」がございます。

(4) 優先的に対処すべき課題

当社グループは、「(1) 経営方針・経営戦略等」に記載の当社グループの経営方針を実現するため、優先的に対処すべき課題について以下のとおり取り組んでまいります。

潜在的な市場の顕在化

高齢化社会の進行が確実とみられているなか、介護および相続に関する課題が明確に存在しているいっぽうで、生前における課題が顕在化されていない状況にあります。今後、長期的には、社会構造の変化や人々の価値観の変化等にもなって、生前における課題解決のニーズが急速に顕在化していくものと考えています。これらの潜在化している市場に先行して、老後の不安解消、遺族の負担軽減などの課題解決サービスの拡充により潜在市場の顕在化とシェア獲得を図ってまいります。

顧客接点の拡充

介護、相続など、すでに課題が明確であり積極的に検索している見込み顧客の獲得にくわえて、効果的かつ積極的なアライアンスによって顧客接点の拡充を図ります。また、セミナーの実施等によって、より快適な老後の生活についての啓発につとめ、生前の潜在顧客に対してよりよいサービス提供を目指すことで新規顧客の安定した獲得に取り組めます。

お客様への有益情報の提供

お客様から求められたサービスの提供にくわえ、お客様のニーズを的確に分析する顧客管理と適確なヒアリングにより横断的なサービス提供を図ります。お客様とのコミュニケーションを具体的に把握、分析し組織的に成約率とお客様の有益性を最大化することにつとめます。

終活インフラの構築

顧客データと顧客の行動データを組み合わせることにより、適切な内容を適切なタイミングでお客様へ提供することに取り組みます。窓口の異なるお客様の情報を統合し、お客様にとってより有益な情報を積極的に提案することを目指します。

企業信頼性の向上

当社が中長期的に成長するためには、潜在的なお客様に対する信頼性、ブランド価値や知名度の向上に努め、当社がお客様の記憶に残るサービス提供への取り組みが重要であると考えています。終活市場においては、家族や遺族といったつよい絆を有する性質があることから、1つひとつのサービス提供において確かな信頼を獲得することで、次世代の新規お客様を獲得することにつながると考えます。このため、当社では、より一層誠実な判断を重視し、お客様起点で公正で有益なサービスの提供につとめます。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

終活市場について

終活市場の動向は、当社グループのビジネスに重要な影響を与えます。日本における2022年度の葬儀件数は496,808件（出典：経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」）と2009年度以降増加傾向にあるものの、葬儀・仏壇・お墓に対する考え方が多様化し小規模化が進んだ結果、単価は下落傾向にあります。当社はこれからも多様化するニーズに沿ったサービスを開発し提供してまいります。今後単価の下落が進み、終活市場が縮小した場合には、当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

インターネットの普及について

当社グループは、運営するポータルサイトを通じてユーザーと取引先を結びつけることにより、ポータルサイトのユーザーに必要とされる情報やサービスを提供することを主たる事業としております。このため、インターネット及び関連サービスの更なる普及が事業の成長を図る上で重要であると考えております。特に高齢者におけるインターネットの普及は今後も継続していくと考えておりますが、インターネットの普及に伴う個人情報の漏洩、改ざん、不正使用等や、社会道徳または公序良俗に反する行為等への対応としての新たな法的規制導入や、その他予期せぬ要因によって、インターネット及び関連サービス等の普及が阻害されるような事象が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

他社との競争について

当社グループは、運営するポータルサイト等を通じて終活にかかる様々な情報やサービスをユーザーに提供しており、更なる情報量の拡張や新たなサービスの提供に取り組むことで、競争力の向上を図っております。

しかしながら、当社グループと同様に終活にかかる情報を提供している企業や新規参入企業との競争激化により、ユーザー数の減少、手数料の縮小が起これ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社グループは、主にインターネットを活用した事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。また、ハード面においては、スマートフォンの普及が急速に進んでおり、新技術に対応した新しい事業が相次いで展開されております。

このため、当社グループではこれらに対応すべく、インターネットに関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しておりますが、係る知見やノウハウの取得に困難が生じた場合、または技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

特定のサイトへの依存について

当社グループは様々なポータルサイトを運営しておりますが、「いい葬儀」「いい仏壇」「いいお墓」の3サイトに係る売上高比率は2023年1月期で約66%となっており、これら3サイトに係る収入への依存が高い状況にあります。このため、今後予期せぬ事象の発生等によりこれら3サイトのユーザー数が減少したり、サイトの運営が困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は常にユーザーのニーズに沿ったサービス、サイト構成、システム構築を心掛けて改良を加えておりますが、当社が行った改良がユーザーに受け入れられないものであった場合、ユーザーが減少し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社グループは終活市場におけるユーザーの多様化するニーズに応えるため、常に新しいサービスの提供を検討し、実施しております。新規事業の展開においては、当社グループ内で事業開発及びシステム開発を行う必要があります。その際、当社グループでは新規事業の蓋然性を十分考慮した上で、開発を行っておりますが、当該開発が何らかの影響で想定以上の工数を要した場合や、ユーザーの獲得に結びつかなかった場合は当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、新規事業を展開する中で、必要に応じて他社との業務提携等を検討し、実行してまいります。想定していた相乗効果が業務提携等から得られなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムやインターネット接続環境の不具合について

当社グループは、主にインターネットを通して、ユーザーに対し終活に関する情報を提供しており、当社グループのシステムやインターネット接続環境の安定的稼働は、当社グループが事業を行っていく上で根幹となるものであります。当社グループは、サーバーが停止することで事業の遂行に影響が出ないように、データのバックアップを逐一行う等、リスク回避を図っております。また、外部からの不正なアクセスが来ないように、一定のセキュリティを確保しております。

しかしながら、自然災害や事故、ユーザー数やデータ量の増大に伴うアクセス数の急増による通信障害、ソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウイルスの感染等の予期せぬ事態が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

サイト機能の拡充及びシステム投資について

当社グループでは、ユーザーのニーズに沿ったサービスの拡充や、IT技術の進展に伴う新たな機能の追加を継続して行い、サイトの活性化及び利便性の強化を図っております。しかしながら、それらの施策が当社の想定どおりに進捗しない、また、システム投資及びそれに付随する人件費等の経費が想定以上に増加した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループサイトの集客における外部検索エンジンへの依存について

当社グループが運営するサイトに訪れるユーザーは、概ね検索エンジン経由であり、これらの集客は各社の検索エンジンの表示結果に依存しています。検索結果についてどのような条件により上位表示されるかは、各検索エンジン運営者に委ねられており、その判断に当社グループが介入する余地はありません。当社グループは積極的なブランディングプロモーション活動を通じてブランド力を高め、検索エンジンに依存しない集客の比率を高めるとともに、検索結果において上位に表示されるべくSEO等の必要な対策を進めていますが、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更等、何らかの要因によって検索結果の表示が当社にとって優位に働かない状況が生じる可能性もあり、その場合、当社グループが運営するサイトへの集客効果が低下し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業体制について

内部管理体制について

当社グループは、更なる事業の拡大や継続的な成長のために、今後も内部管理体制を充実・強化させていく方針ですが、事業の拡大に合わせた適時・適切な人員配置等、組織的な対応が出来なかった場合は事業の拡大や継続的な成長の妨げとなり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材確保と育成について

当社グループは、終活に関する情報やサービスをユーザーに提供する事業を展開しており、競争力のある情報やサービスを提供していくためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社グループは事業計画に合わせた優秀な人材の確保及び育成を行っていく方針ですが、当社グループの求める人材を計画通りに確保、育成できなかった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理体制について

当社グループは、インターネットやファックスを通して、終活に関わる各種の個人情報をユーザーから受領し、保有しております。また、受領した当該個人情報は、当社の取引先に提供しております。当社では、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。また、個人情報管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、社員教育を徹底する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等により、当社グループ又は取引先が保有する個人情報が外部に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業に係る法的規制等について

法的規制について

当社の事業特性上、運営するポータルサイトを通じてユーザーから個人情報の取得を行っているため、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。また、当社グループはシステム開発やコンテンツ制作の一部を外注する場合があります。「下請代金支払遅延等防止法」の対応が求められます。さらに、「特定商取引に関する法律」及び「不当景品類及び不当表示防止法」等の法的規制を受けております。

当社グループは上記を含む各種法的規制等に関して、法律を遵守するよう、社員教育を行うとともにそれらの体制を構築して、法令遵守体制を整備・強化しておりますが、今後これら法令の改正や、当社グループの行う事業が規制の対象となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社グループは、法令遵守を基本としたコンプライアンスの推進により、法令違反等の低減努力を実施しております。しかしながら、当社グループの役員及び従業員の法令違反等の有無にかかわらず、利用者、取引先、その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等の発生及び知的財産権、個人情報、サービスの安全性及び健全性についても訴訟のリスクがあるものと考えております。

かかる訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、多大な訴訟対応費用の発生や企業イメージの悪化により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員及び従業員、並びに取引先に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。当連結会計年度末現在、これらの新株予約権による潜在株式数は926,100株であり、発行済株式総数39,025,200株の2.4%に相当しております。

自然災害、事故等について

当社グループでは、自然災害、事故等に備え、定期的なコンピュータシステム、データベースのバックアップ、稼働状況の常時監視等によるトラブルの事前防止または回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害の発生により、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

感染症の影響について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症等の治療方法が確立されていない感染症が流行するなどした結果、社会・経済活動の停滞や消費マインドの冷え込みによる長期的な景気悪化が生じる場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、当社グループの業績が計画通りに進展しない場合には、配当を実施できない可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状況及び経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、各国の新型コロナウイルスに関連する対策の進展や行動制限の緩和にともなう経済活動の回復基調がみられたいっぽうで、高インフレ及び金融引き締め等によって経済回復のペースは鈍化傾向にありました。日本経済においても同様に、社会経済活動の正常化の進展にともなってゆるやかな持ち直しがつつくいっぽうで、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締めにより、厳しい状況がつつぎました。

当社グループの主要市場である終活市場においては、総人口の減少及び高齢化率の増加を背景に、生前をふくむ「終活」に対する関心は社会的に高まる傾向にあります。

このような状況のなか、当社グループは、お墓・仏壇・葬儀の供養に関する3事業において、成長余力の高い大阪に拠点を開設しました。また、この数年で顧客のニーズから開始した相続、不動産、そして介護事業が軌道に乗り、力強い成長をすることができました。加えて、以前に問い合わせのあった顧客とのコミュニケーション改善によりクロスユースの強化を図りました。

日本全国の終活認知の向上施策としては、260を超える地方自治体と「おくやみハンドブック」「エンディングノート」を協働刊行し、幅広い終活スタイルの提案による終活事業のシェアと市場拡大につとめました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は5,004,242千円（前年同期比30.8%増）、営業利益686,505千円（前年同期比28.9%増）、経常利益683,175千円（前年同期比26.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は453,630千円（前年同期比25.6%増）となりました。

なお、当社は終活事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ190,590千円減少し、2,505,218千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により得られた資金は891,336千円（前連結会計年度は530,226千円の収入）となりました。これは税金等調整前当期純利益661,383千円が計上されたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は90,219千円（前連結会計年度は74,564千円の支出）となりました。主な支出要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出86,769千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により使用した資金は994,876千円（前連結会計年度は7,412千円の支出）となりました。主な収入要因は、株式の発行による収入22,885千円、主な支出要因は、自己株式の取得による支出671,160千円、配当金の支払額77,798千円であります。

生産、受注、販売の実績

a. 生産実績

当社グループの主たる事業は、終活事業のため、生産活動は行っておりません。このため、記載を省略しております。

b. 受注実績

aと同様、主たる事業である終活事業の特性になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をサービス区別に示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは終活事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとの記載はしていません。

サービス区別	2022年1月期販売高(千円)	2023年1月期販売高(千円)
終活事業	3,762,943	4,940,245
終活関連書籍出版事業	63,195	63,996
合計	3,826,139	5,004,242

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況と関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りへの反映については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しておりますので、記載は省略しております。

当連結会計年度の経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、5,004,242千円となり、前連結会計年度に比べ30.8%増収となりました。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、社会経済活動が緩やかに再開し、売上高が増加したこと等によるものであります。

(売上原価)

当連結会計年度の売上原価は、2,051,247千円となり前連結会計年度より23.3%増加しました。主な要因としては、労務費の増加によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,266,489千円となり前連結会計年度より39.1%増加となりました。主な要因は給料及び手当の増加、子会社の増加によるものです。

(特別損失)

当連結会計年度の特別損失は22,295千円となり前連結会計年度より21,442千円増加しました。主な要因は固定資産除却損5,317千円、減損損失16,977千円であります。

これらの結果を受け、当連結会計年度の営業利益は686,505千円(前年同期比28.9%増)、経常利益は683,175千円(前年同期比26.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は453,630千円(前年同期比25.6%増)となりました。

当連結会計年度の財務状況の分析

(流動資産)

当連結会計年度の流動資産は3,615,842千円(前連結会計年度末比275,489千円増)となりました。主な要因としては、売掛金の増加268,499千円であります。

(固定資産)

当連結会計年度の固定資産は701,857千円(前連結会計年度末比32,340千円減)となりました。主な要因は、敷金及び保証金の減少26,549千円、ソフトウェアの減少63,750千円、のれんの減少22,336千円、繰延税金資産の増加20,816千円であります。

(流動負債)

当連結会計年度の流動負債は855,290千円(前連結会計年度末比518,085千円増)となりました。主な要因は、未払金の増加104,030千円、未払法人税等の増加236,515千円及び未払消費税等の増加88,587千円であります。

(固定負債)

当連結会計年度の固定負債は74,745千円(前連結会計年度末比1,963千円減)となりました。主な要因は長期借入金の減少4,279千円、退職給付に係る負債の増加2,315千円であります。

(純資産)

当連結会計年度の純資産は3,387,664千円(前連結会計年度末比272,973千円減)となりました。主な要因は、利益剰余金の増加375,831千円であり、自己資本比率は78.2%であります。

キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性について

当社の主な資金需要は、人件費、業務委託費、広告宣伝費、新規事業への投資の運転資金となります。これらにつきましては、基本的に営業活動によるキャッシュ・フローや自己資金を充当し、投資が必要な場合には、状況に応じて金融機関からの借入等による資金調達で対応していくこととしております。

なお、主要取引銀行と総額12億円のコミットメントライン契約を締結しており、機動的な資金調達の対応が可能となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、76,816千円であります。

その主なものは、工具器具備品の購入等であります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。単一事業セグメントのためセグメントごとの記載はしていません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	本社事務所	172,832	42,327	104,702	9,952	329,815	164(39)

(注) 1. 帳簿価額「その他」はソフトウェア仮勘定であります。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数の最近1年間の平均人員を外書きしております。

3. 本社建物は賃借しており、年間賃借料(共益費含む)は210,217千円であります。

4. 本社の事業セグメントは、終活事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 国内子会社

2023年1月31日現在

会社名	事業所名	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社ハウス ポートクラブ	本社 (東京都江東区)	本社事務所	19,300	3,048	300	5,590	28,239	8(1)
株式会社エイジプ ラス	本社 (東京都中央区)	本社事務所	241	711	5,523		6,475	18(1)

(注) 1. 帳簿価額「その他」は構築物及び船舶の合計であります。

2. 連結会社以外の者から賃借している、年間賃借料(共益費を含む)は13,488千円であります。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数の最近1年間の平均人員を外書きしております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年4月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,025,200	39,025,200	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株であります。
計	39,025,200	39,025,200		

(注) 提出日現在の発行数には、2023年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年5月26日	2014年12月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、当社従業員26	当社取締役1、当社監査役1、当社従業員35
新株予約権の数(個)	4(注)1	8(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,800	普通株式 25,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	49(注)2,6	49(注)2,6
新株予約権の行使期間	自 2016年6月1日 至 2024年5月25日(注)3	自 2017年1月9日 至 2024年12月25日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 49(注)6 資本組入価格 24.5(注)6	発行価格 49(注)6 資本組入価格 24.5(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、3,200株とする。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

新株予約権者の譲渡、質入れその他一切の処分及び相続は認めない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場された日（以下、「上場日」という。）または権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が消滅会社となる場合に限る)、株式交換または株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為に係る契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を交付することとする。

6. 当社は2015年8月31日付で普通株式1株を200株、2016年10月1日付で普通株式1株を4株および2018年9月1日付けで普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4
新株予約権の数(個)	253(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 101,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	417(注)2,6
新株予約権の行使期間	自 2018年5月1日 至 2024年5月10日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 417.25(注)6 資本組入価格 208.625(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株とする。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。
4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2018年1月期乃至2024年1月期のいずれかの事業年度において、営業利益が960百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が消滅会社となる場合に限る)、株式交換または株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為に係る契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を交付することとする。

6. 当社は2018年9月1日付けで普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第9回新株予約権
決議年月日	2022年1月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者コタエル信託株式会社 (注)3
新株予約権の数(個)	7,865
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 786,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	583 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年4月1日 至 2032年2月2日(注)4
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 584円 資本組入額 292円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2025年1月期から2028年1月期までのいずれかの期において、当社のEBITDAが、1,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、ここでいうEBITDAについては「営業利益(ただし、本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合においては、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益とする)+減価償却費+のれん償却費」を参照するものとする。また、上記におけるEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 上記(1)に加えて、新株予約権者は本新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて、当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)が、450億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

$$\text{時価総額} = \text{株価} \times \text{発行済株式総数}$$
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。
4. 権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年9月1日 (注)1	27,639,600	36,852,800	-	778,396	-	738,396
2018年2月1日～ 2019年1月31日 (注)2	585,600	37,438,400	14,310	792,706	14,310	752,706
2019年2月1日～ 2020年1月31日 (注)2	966,000	38,404,400	184,296	977,002	184,296	937,002
2020年2月1日～ 2021年1月31日 (注)2	377,200	38,781,600	61,544	1,038,547	61,544	998,547
2021年2月1日～ 2022年1月31日 (注)2	118,800	38,900,400	7,151	1,045,698	7,151	1,005,698
2022年2月1日～ 2023年1月31日 (注)2	124,800	39,025,200	11,390	1,057,089	11,390	1,017,089

(注) 1. 2018年9月1日付けで、普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。
2. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		14	20	35	81	21	4,986	5,157	
所有株式数 (単元)		127,069	5,766	34,297	62,411	699	159,933	390,175	7,700
所有株式数 の割合(%)		32.57	1.48	8.79	16.00	0.18	40.99	100.00	

(注) 自己株式1,044,594株は、「個人その他」に10,445単元、「単元未満株式の状況」に94株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数 の割合(%)
清水 祐孝	東京都千代田区	11,383,944	30.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目1番3号	5,926,400	15.6
株式会社かまくらホールディングス	東京都千代田区一番町14番2号 パークコート一番町901号	3,200,000	8.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,370,000	6.2
株式会社S M B C 信託銀行 管理信託(A 0 1 9)	東京都中央区西新橋一丁目3番1号	1,600,000	4.2
株式会社S M B C 信託銀行 管理信託(A 0 2 0)	東京都中央区西新橋一丁目3番1号	1,600,000	4.2
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,347,300	3.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,008,000	2.7
株式会社日本カストディ銀行(信託B口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	617,900	1.6
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6-27-30)	546,500	1.4
計		29,600,044	77.9

(注) 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,926,400株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,370,000株
株式会社S M B C 信託銀行 管理信託(A 0 1 9)	1,600,000株
株式会社S M B C 信託銀行 管理信託(A 0 2 0)	1,600,000株
株式会社日本カストディ銀行(信託B口)	617,900株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,044,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,973,000	379,730	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,700		
発行済株式総数	39,025,200		
総株主の議決権		379,730	

【自己株式等】

2023年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社鎌倉新書	東京都中央区京橋二丁目 14番1号	1,044,500		1,044,500	2.7
計		1,044,500		1,044,500	2.7

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年1月13日)での決議状況 (取得期間2022年2月7日~2022年4月20日)	800,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	800,000	436,562,500
残存決議株式の総数及び価額の総額		63,437,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		12.7%
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		12.7%

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年12月9日)での決議状況 (取得期間2022年12月19日~2023年3月10日)	800,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	243,500	234,533,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	556,500	265,466,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	69.6%	53.1%
当期間における取得自己株式	243,500	265,425,900
提出日現在の未行使割合(%)	39.1%	0.0%

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株主交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	1,044,594		1,288,094	

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年4月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的かつ継続的な企業成長の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資を積極的に行うことが重要だと認識しております。同時に、業績や配当性向などを勘案しながら株主の皆様への継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会ですが、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余配当金につきましては、1株あたり2.5円(配当性向21.1%)としております。

内部留保金の用途につきましては、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すこととしております。

なお、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年4月21日 定時株主総会決議	94,951	2.5

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査等委員が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当社体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査等委員会設置会社であります。当社が設置している主な会社の主要な機関は以下のとおりです。

(取締役会)

当社の取締役会は、代表取締役2名(清水祐孝、小林史生)、取締役(監査等委員であるものを除く)1名(鴫田英之)、社外取締役(監査等委員であるものを除く)1名(余語邦彦)、監査等委員である取締役3名(新森公夫、河合順子、植松則行)の計7名で構成されており、経営の基本方針、経営計画、法令に定められた事項、その他財務及び事業の方針等経営に関する重要な事項を審議・決定しています。取締役会の開催は「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会の議長は代表取締役会長CEOの清水祐孝であります。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(新森公夫、河合順子、植松則行)で構成されております。全員が提出日現在の会社法における社外取締役であり、公認会計士2名及び弁護士1名を含んでおります。監査等委員である取締役は取締役会その他社内会議に出席し、業務執行取締役の職務執行について適宜意見を述べております。さらに監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し、構成する監査等委員会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。監査等委員会の議長は新森公夫であります。

(経営会議)

当社では、原則として毎週1回経営会議を開催し、取締役会決議事項以外の重要な決議、各事業部門からの報告事項が上程され、審議等を行うことにより、経営の透明化を図っております。経営会議は主に業務を執行する取締役(清水祐孝、小林史生、鴫田英之)及び執行役員(岩崎考洋、小林正弘、水野聡志、廣瀬周一)により構成されております。経営会議の構成員は、業務執行状況を報告するとともに、関係法令に抵触する可能性のある事項がある場合は、必ず経営会議に報告しております。経営会議の議長は代表取締役社長COOの小林史生であります。

(指名報酬諮問委員会)

当社では、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名及び取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化を図っております。指名報酬諮問委員会の構成員は代表取締役社長COOの小林史生、監査等委員である取締役河合順子及び植松則行により構成され、独立社外取締役が過半数を占めることとしております。指名報酬諮問委員会の議長は、監査等委員である取締役の河合順子であります。

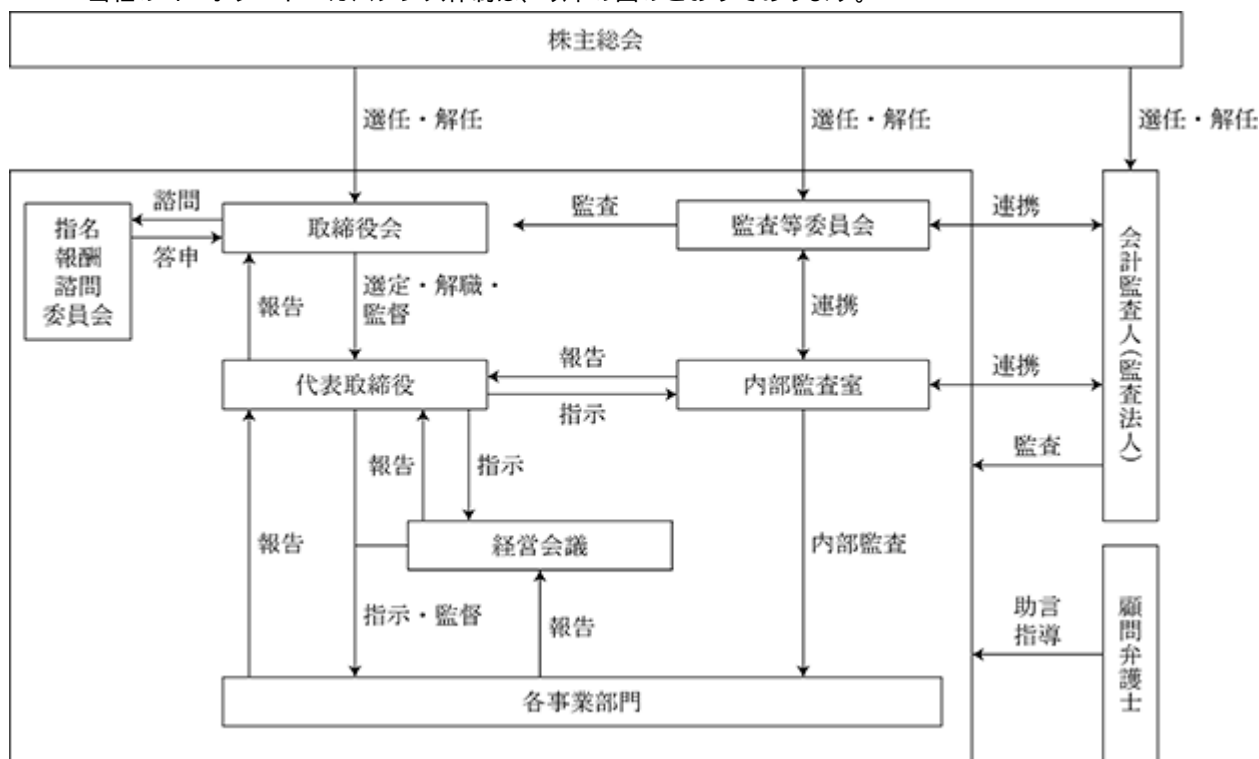
ロ．当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員は全員社外取締役であり、公認会計士や弁護士を含む3名であり、各自が豊富な実務経験と専門的知識を有しております。

取締役のうち4名は提出日現在の会社法における社外取締役であります。

当社が属するインターネット業界はまだ成長途上にあり、経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信頼を得るために経営の透明性及び健全性の観点から、当該企業統治の体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を確保するために、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するために、内部監査室による内部監査を実施しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムの基本方針を定めております。

1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - (2) グループ全社の取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
 - (3) 内部通報制度の利用を促進し、グループ本社における法令・定款違反等又はそのおそれのある事実の未然防止・早期発見に努める。
 - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
 - (5) グループ全社の取締役及び使用人の法令・定款違反等の行為については、就業規則等に基づき適正に処分を行う。
 - (6) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク対策委員会が原因の究明及び再発防止策の策定を行い、内部統制委員会が取締役及び使用人に対する再発防止策の周知徹底を行う。
 - (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. グループ全社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- (2) 取締役の職務に関する各種の文書及び帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成するとともに、保存し、管理する。
- (3) 取締役の職務の執行に必要な、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録又は事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の文書については、取締役が常時閲覧し得るものとする。

3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクを適切に認識し、管理するための規程としてリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じて有事に備えるとともに、グループ全社において有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策の実施状況の点検及びフォロー並びにリスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
- (3) グループ全社の取締役及び使用人に対して、リスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。

4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) グループ全社は、各社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。グループ全社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
- (2) 会社の意思決定方法については、グループ全社それぞれで職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
- (3) 職務執行に関する権限及び責任については、グループ全社それぞれで業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を適正かつ効率的に行う。
- (4) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理規程を作成し、子会社を管理する体制の整備及び報告事項を定める。
- (2) 子会社に取締役を派遣し、子会社の取締役の業務執行を監視する。派遣された取締役は、業務執行について、当社の方針に沿った経営に努めるものとする。
- (3) 子会社は、取締役会にて重要な決議をする場合は、事前に当社の決裁を得るものとする。
- (4) 子会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を踏まえ、子会社の権限と責任を明確にしたうえで、各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会は、内部監査をして、その監査業務に協力させることができる。
- (2) 監査等委員会は、監査業務に必要な補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）の設置（地位や人数の設定を含む。）を指定することができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 補助使用人の他の取締役からの独立性並びに監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとする。
- (2) 補助使用人は、監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、所属する上長の指揮命令を受けないものとするとともに、内部監査室をはじめとする執行部門の有する調査権限を有し、必要に応じて取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。

8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (2) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

ロ．リスク管理体制の整備状況

当社におけるリスク管理体制は、リスク管理規程に基づき、リスク対策委員会が対応しております。リスク対策委員長が指名したリスク委員が他の事業部門と連携し、情報を収集及び共有することにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、当社は、弁護士、社会保険労務士及び税理士と顧問契約を締結することにより、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について、必要に応じて指導、助言を受ける体制を整えております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と提出日現在の会社法における社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款に定めております。監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株数 (株)
代表取締役 会長CEO	清水 祐孝	1963年1月24日	1986年4月 国際証券株式会社入社 1990年1月 当社入社 1995年6月 当社取締役 2002年3月 当社代表取締役社長 2013年12月 公益財団法人つなぐいのち基金理事 2016年2月 当社執行役員 2017年9月 当社代表取締役会長 2019年2月 当社代表取締役社長 2019年2月 株式会社ハウスपोर्टクラブ取締役(現) 2019年4月 当社代表取締役社長兼会長CEO 2019年5月 公益財団法人つなぐいのち基金代表理事 2019年9月 株式会社アックスコンサルティング取締役 2020年4月 当社代表取締役会長CEO(現) 2022年2月 公益財団法人つなぐいのち基金理事(現)	(注) 1	11,383,944
代表取締役 社長COO	小林 史生	1974年2月15日	1998年4月 日産トレーディング株式会社入社 2000年8月 楽天株式会社入社 2008年10月 米国 LinkShare Corporation (現 Rakuten Marketing) Vice President 2011年4月 米国 Rakuten.com President 2017年6月 当社入社 当社執行役員 2018年4月 当社取締役 2019年2月 株式会社ハウスपोर्टクラブ取締役(現) 2019年4月 当社代表取締役COO 2020年4月 当社代表取締役社長COO(現) 2021年8月 株式会社エイジプラス取締役(現)	(注) 1	120,000
取締役CFO	鶴田 英之	1972年9月22日	1998年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2002年4月 公認会計士登録 2018年2月 株式会社鶴田ビジネスパートナーズ代表取締役(現) 2018年3月 鶴田公認会計士事務所所長(現) 2018年4月 株式会社スタイラジ監査役(現) 2019年2月 株式会社アクトコール取締役・監査等委員 2019年3月 税理士登録 2019年2月 公益財団法人つなぐいのち基金監事(現) 2020年4月 当社取締役監査等委員 2021年3月 イシン株式会社監査役(現) 2022年3月 株式会社ハウスपोर्टクラブ(現) 2022年3月 株式会社エイジプラス監査役(現) 2022年4月 当社取締役CFO(現)	(注) 1	
取締役	余語 邦彦	1956年11月11日	1983年4月 科学技術庁 原子力局政策課入庁 1990年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 2000年5月 株式会社光通信取締役副社長(c o - C E O) 2003年8月 株式会社産業再生機構執行役員 2004年5月 カネボウ化粧品株式会社取締役兼代表執行役会長・最高経営責任者(C E O) 2006年6月 アルゼ株式会社代表取締役・最高経営責任者(C E O) 2008年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授(現) 2012年2月 大阪市・大阪府特別顧問 2020年4月 当社取締役(現)	(注) 1	29,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	新森 公夫	1952年12月28日	1977年4月 2009年2月 2009年2月 2009年3月 2010年12月 2011年11月 2014年11月 2019年1月 2020年8月 2022年4月	ブライスコーター会計事務所入所 公認会計士登録 新森公認会計士事務所所長(現) 株式会社ウイルコ(現株式会社ウイルコホールディングス)内部監査室長 公認内部監査人登録 株式会社ウイルコ(現株式会社ウイルコホールディングス)業務管理部長 同社安心品質推進部長 株式会社ゆたかカレッジ監査役 シーオス株式会社IPO/内部統制準備室 当社取締役監査等委員(現)	(注)2	
取締役 監査等委員	河合 順子	1974年12月10日	2004年10月 2010年5月 2010年8月 2011年7月 2011年12月 2013年6月 2015年1月 2016年4月 2018年3月 2019年6月 2022年2月	弁護士登録、梅ヶ枝中央法律事務所入所(現) デューク大学ロースクール修士課程(LL.M)修了 マスダ・フナイ・アイファードミッチェル法律事務所(シカゴ)勤務 ニューヨーク州弁護士登録 君合法律事務所(北京)入所 北京大学ロースクール修士課程修了 当社社外監査役 当社取締役監査等委員(現) 株式会社ブルーライン・パートナーズ監査役(現) 株式会社ココカラファイン(現株式会社マツキヨココカラ&カンパニー)社外取締役(現) サムティ株式会社社外取締役(現)	(注)2	
取締役 監査等委員	植松 則行	1960年6月24日	1985年3月 1988年3月 1999年6月 2003年8月 2008年7月 2012年6月 2013年2月 2015年1月 2016年4月 2016年6月 2018年6月 2019年3月 2022年3月	等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 デロイトトーマツコンサルティング株式会社グローバルパートナー 株式会社電通経営企画局主管 植松公認会計士事務所所長(現) 株式会社エヌジェーケー監査役 国際マネジメントシステム認証機構株式会社監査役(現) 当社社外監査役 当社取締役監査等委員(現) アステラス製薬株式会社社外監査役 アステラス製薬株式会社社外取締役監査等委員 LINE株式会社非常勤監査役(現) サイボウズ株式会社社外監査役(現)	(注)2	
計						11,533,144

- (注) 1. 2023年4月21日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 2022年4月22日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役余語邦彦、新森公夫、河合順子、植松則行は社外取締役であります。当社と資本的・人的に特別な利害関係はありません。
4. 代表取締役会長CEO清水祐孝の所有株式数には、同氏の資産管理会社が所有する株式数を含めて表示しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役、その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを社外取締役の選考基準としております。

社外取締役余語邦彦氏は、複数の会社の経営に携われた長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場で当社の経営全般に助言をしていただくために選任しております。また同氏は、ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授を兼任しておりますが、この兼務先と当社に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反性のおそれがないため、その独立性には何ら問題が無いものと判断しております。

監査等委員である新森公夫氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくために選任しております。同氏は、兼務先が存在しておらず、一般株主との利益相反性のおそれがないため、その独立性には何ら問題がないものと判断しております。

監査等委員である社外取締役河合順子氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくために選任しております。同氏は、株式会社ブルーライン・パートナーズ社外監査役、株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役及びサムティ株式会社社外取締役を兼任しておりますが、これらの兼務先と特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反性のおそれがないため、その独立性には何ら問題がないものと判断しております。

監査等委員である社外取締役植松則行氏は、取締役として経営に関与した経験があり、公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくために選任しております。同氏は、LINE株式会社非常勤監査役及びサイボウズ株式会社社外監査役を兼任しておりますが、これらの兼務先と特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反性のおそれがないため、その独立性には何ら問題がないものと判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会において内部監査、監査等委員会監査及び会計監査人監査の報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また監査等委員である社外取締役は監査等委員会において定期的に内部監査室及び会計監査の監査結果並びに内部統制の運用状況についての報告を受け意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会による監査の状況

当社の監査等委員会は、社外取締役3名により構成されております。各監査等委員は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査等委員会において、情報共有を図っております。監査等委員会による監査は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

当事業年度における監査等委員会及び各監査等委員の活動状況は次のとおりであり、監査方針や監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等について主に検討しております。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 監査等委員	新森 公夫	2022年4月22日就任以降に開催した取締役会11回すべてに出席し、また監査等委員会11回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	河合 順子	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会15回すべてに出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	植松 則行	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会15回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役会長直轄の内部監査室が担当しており、専任者を1名配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役会長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役会長に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。また、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

監査等委員会は、取締役会等への出席を通じ、直接又は間接に、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して意見を述べ、適正な業務執行の確保を図っております。

会計監査の状況

A. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

B. 継続監査期間

10年間

C. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 山本秀仁

指定有限責任社員・業務執行社員 大屋浩孝

D. 監査業務における補助者の構成

公認会計士	5名
その他	16名

E. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」を定め、会社法第340条に規定された監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務執行について著しい支障があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。

会計監査人の選定にあたり、監査等委員会は、下記「F. 監査等委員会による監査法人の評価」を実施し、EY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人として適任と判断し、同監査法人を選定しております。

F. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の独立性、品質管理体制、ガバナンス体制、監査の実施状況、監査報酬等の要素を検討するとともに、業務執行部門から会計監査人の職務執行状況全般に関して意見を聴取し、総合的に評価を行っております。

G. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第39期（自2022年2月1日 至2023年1月31日連結・個別）	EY新日本有限責任監査法人
第40期（自2023年2月1日 至2024年1月31日連結・個別）	なぎさ監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

a. 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

なぎさ監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 当該異動の年月日

2023年4月21日（第39期定時株主総会開催日）

c. 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2013年6月14日

d. 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

e. 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2023年4月21日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当該会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えております。

しかしながら、当社との継続監査年数が長期にわたっていることに加え、近年の経営環境の変化等を契機として、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性を考慮し、複数の監査法人を対象に比較検討を実施してまいりました。なぎさ監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できること、また同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制、監査体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、同監査法人が適任であると判断いたしました。

f. 上記e.の理由及び経緯に対する意見

・退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

・監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	25,600		32,000	
連結子会社				
計	25,600		32,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社の監査公認会計士等に対する報酬については、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案し、監査等委員会の同意のもと、取締役会で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について、当該内容の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意判断を行いました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役（監査等委員を除く）については、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を過半数として構成され、委員長を独立社外取締役とする指名報酬諮問委員会を設置し、公平性・透明性・客観性強化の観点から、同委員会による審議・取締役会への答申を経て、取締役会において同委員会の答申結果を最大限尊重した決議を行っております。監査等委員である取締役にについては、監査等委員の協議にて決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議は、2017年4月6日開催の第33回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）（定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名以内とする。同決議日時点の員数5名。）と決議いただいております。監査等委員である取締役の報酬額は2020年4月17日の定時株主総会決議において、年額30百万円以内（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。同決議日時点の員数3名。）と決議しております。

また当社の役員報酬は全額が固定報酬となっており、連結業績及び各取締役の職務・貢献等を総合的に勘案して金額を決定しております。当事業年度の取締役（監査等委員を除く。）の個別報酬につきましては、2022年4月22日開催の取締役会にて、個別の報酬額について取締役会の決議により決定しております。監査等委員の取締役の報酬額につきましては、同日開催の監査等委員会で決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	94,750	94,750			3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)					
社外役員	21,349	21,349			5

(注) 上記には、2022年4月22日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名の報酬等が含まれています。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

保有目的が株式の配当及び売却利益の收受である投資株式を純投資目的の投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的の投資株式として分類しております。なお、当社は純投資目的の投資株式を原則保有しない方針であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検討する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の保有する純投資目的以外の目的である投資株式については、非上場株式のため、記載しておりません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	363
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年2月1日から2023年1月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年2月1日から2023年1月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、監査法人等が主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等により、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,707,064	2,516,473
売掛金	530,251	798,750
製品	2,070	3,299
仕掛品	1,107	445
貯蔵品	163	165
前払費用	98,303	36,467
仮払金	2,400	267,428
その他	8,420	9,314
貸倒引当金	9,429	16,502
流動資産合計	3,340,352	3,615,842
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	179,135	192,374
構築物（純額）	3,087	2,514
工具、器具及び備品（純額）	40,355	46,087
船舶（純額）	1,594	3,075
その他（純額）	351	0
有形固定資産合計	1 224,524	1 244,051
無形固定資産		
ソフトウェア	174,277	110,526
ソフトウェア仮勘定	-	9,952
のれん	104,236	81,900
その他	202	202
無形固定資産合計	278,716	202,581
投資その他の資産		
投資有価証券	363	363
繰延税金資産	25,448	46,265
敷金及び保証金	203,585	177,035
破産更生債権等	5,345	-
その他	1,560	31,560
貸倒引当金	5,345	-
投資その他の資産合計	230,957	255,224
固定資産合計	734,198	701,857
資産合計	4,074,551	4,317,699

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	371	693
1年内返済予定の長期借入金	5,513	6,456
未払金	244,900	348,930
未払法人税等	360	236,875
未払消費税等	20,063	108,650
前受金	52,028	137,132
預り金	13,968	14,967
その他	0	1,584
流動負債合計	337,204	855,290
固定負債		
長期借入金	52,263	47,984
退職給付に係る負債	23,191	25,507
長期前受金	1,254	1,254
固定負債合計	76,708	74,745
負債合計	413,913	930,035
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,045,698	1,057,089
資本剰余金	1,005,698	1,017,089
利益剰余金	1,598,235	1,974,067
自己株式	198	671,359
株主資本合計	3,649,434	3,376,886
新株予約権	707	811
非支配株主持分	10,496	9,966
純資産合計	3,660,637	3,387,664
負債純資産合計	4,074,551	4,317,699

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
売上高	1 3,826,139	1 5,004,242
売上原価	1,663,553	2,051,247
売上総利益	2,162,585	2,952,995
販売費及び一般管理費	2 1,629,819	2 2,266,489
営業利益	532,765	686,505
営業外収益		
受取利息	113	1,582
為替差益	2,309	3,168
助成金収入	3,028	-
その他	702	1,032
営業外収益合計	6,153	5,783
営業外費用		
支払利息	86	1,652
支払手数料	-	5,877
その他	68	1,584
営業外費用合計	155	9,113
経常利益	538,763	683,175
特別利益		
新株予約権戻入益	6,954	503
特別利益合計	6,954	503
特別損失		
固定資産除却損	3 14	3 5,317
固定資産売却損	837	-
減損損失	-	4 16,977
特別損失合計	852	22,295
税金等調整前当期純利益	544,865	661,383
法人税、住民税及び事業税	21,946	229,099
法人税等調整額	157,572	20,816
法人税等合計	179,518	208,282
当期純利益	365,347	453,100
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	4,192	529
親会社株主に帰属する当期純利益	361,155	453,630

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)
当期純利益	365,347	453,100
包括利益	365,347	453,100
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	361,155	453,630
非支配株主に係る包括利益	4,192	529

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,038,547	998,547	1,648,205	198	3,685,100
会計方針の変更による累積的影響額			372,343		372,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,038,547	998,547	1,275,861	198	3,312,756
当期変動額					
新株の発行	7,151	7,151			14,302
剰余金の配当			38,780		38,780
親会社株主に帰属する当期純利益			361,155		361,155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	7,151	7,151	322,374	-	336,677
当期末残高	1,045,698	1,005,698	1,598,235	198	3,649,434

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	7,753	6,304	3,699,157
会計方針の変更による累積的影響額			372,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,753	6,304	3,326,814
当期変動額			
新株の発行			14,302
剰余金の配当			38,780
親会社株主に帰属する当期純利益			361,155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,045	4,192	2,853
当期変動額合計	7,045	4,192	333,823
当期末残高	707	10,496	3,660,637

当連結会計年度(自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,045,698	1,005,698	1,598,235	198	3,649,434
当期変動額					
新株の発行	11,390	11,390			22,780
剰余金の配当			77,798		77,798
親会社株主に帰属する当期純利益			453,630		453,630
自己株式の取得				671,160	671,160
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	11,390	11,390	375,831	671,160	272,547
当期末残高	1,057,089	1,017,089	1,974,067	671,359	3,376,886

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	707	10,496	3,660,637
当期変動額			
新株の発行			22,780
剰余金の配当			77,798
親会社株主に帰属する当期純利益			453,630
自己株式の取得			671,160
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	104	529	425
当期変動額合計	104	529	272,973
当期末残高	811	9,966	3,387,664

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	544,865	661,383
減価償却費	100,299	98,745
減損損失	-	16,977
のれん償却額	7,445	22,336
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,942	1,727
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,870	2,315
受取利息及び受取配当金	113	1,583
支払利息	86	1,652
為替差損益(は益)	2,309	3,168
売上債権の増減額(は増加)	161,926	268,499
預り金の増減額(は減少)	7,478	998
前払費用の増減額(は増加)	17,683	61,836
未払金の増減額(は減少)	53,547	104,808
未払費用の増減額(は減少)	11,938	778
前受金の増減額(は減少)	31,360	85,103
未払消費税等の増減額(は減少)	20,576	88,587
その他	63,005	33,558
小計	578,512	906,003
利息の受取額	113	1,583
利息の支払額	86	1,652
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	48,312	14,597
営業活動によるキャッシュ・フロー	530,226	891,336
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,564	58,035
無形固定資産の取得による支出	-	28,733
敷金及び保証金の回収による収入	-	26,549
吸収分割による支出	2 60,000	-
出資金の払込による支出	-	30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	74,564	90,219
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	20,100	-
長期借入金の返済による支出	2,944	3,336
自己株式の取得による支出	-	671,160
自己株式取得のための預託金の増減額(は増加)	-	265,466
新株予約権の行使による株式の発行による収入	14,211	22,885
配当金の支払額	38,780	77,798
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,412	994,876
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,309	3,168
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	450,558	190,590
現金及び現金同等物の期首残高	2,245,251	2,695,809
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,695,809	1 2,505,218

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社ハウスポートクラブ

株式会社エイジプラス

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

a. 製品、仕掛品

移動平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～24年

工具器具備品 3～15年

船舶 7～9年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、その年数で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識関係)に記載のとおりであります。

(8) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(取締役及び従業員に対する時価発行新株予約権信託制度)

当社は、2022年2月に当社の取締役及び従業員を対象として時価発行新株予約権信託制度を導入し、コタエル信託株式会社(以下、「コタエル信託」という)に新株予約権を割当てました。同年5月にアメーバ・オプション信託を設定し、同年6月に第一受益候補者を指定しました。役職員の信託口座ごとに停止条件を付すことが可能な制度ではありますが、(ストック・オプション等関係)2.(1)ストック・オプションの内容 第9回に記載の権利確定条件以外に追加の停止条件を付していません。

当社は、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)に準じて、会計処理を行っています。

当期においては、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じていないとして株式報酬費用は計上していません。今後、新株予約権の行使条件の一つである業績条件(2025年1月期から2028年1月期までのいずれかの期において、当社のEBITDAが1,500百万円を超過した場合)の達成が見込まれることにより、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合には株式報酬費用が発生する見込みです。

なお、アメーバ・オプション信託は、交付ガイドラインに従って受益候補者を指定した場合に、オプションプール(新株予約権の交付枠)の一部を役職員の専用信託口座に取り分け、行使条件を満たした場合に受益者として確定する制度です。また、受益候補者が退職した場合には、新株予約権は失効せず、退職者の専用信託口座からオプションプールに返還され、再度、受益候補者を指定し専用信託口座に取り分けることが可能となる仕組みであります。

(重要な会計上の見積り)

(のれんの評価)

当連結会計年度末の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	104,236	81,900

会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。

のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主のにれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準等の適用による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

1. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2024年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「仮払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた10,821千円は、「仮払金」2,400千円、「その他」8,420千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「預り金の増減額」及び「前払費用の増減額」並びに「未払消費税等の増減額」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました45,738千円は、「預り金の増減額」7,478千円、「前払費用の増減額」17,683千円、「未払消費税等の増減額」20,576千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、終息時期を正確に予想することは困難な状況ではありますが、ワクチンの効果が発現することで、今後徐々に回復していくものと仮定して、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
減価償却累計額	89,042 千円	127,945 千円

2 金融機関とのコミットメントラインに関する契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントラインの総額	1,100,000 千円	1,200,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額(借入未実行残高)	1,100,000	1,200,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
役員報酬	112,289 千円	136,500 千円
広告宣伝費	728,063	1,148,963
給料及び手当	207,509	232,945
退職給付費用	1,694	1,206
貸倒引当金繰入額	2,942	1,727

3 固定資産除却損の内容は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
工具、器具及び備品	14 千円	1,524 千円
建物	-	3,793
計	14	5,317

4 減損損失

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都中央区	事業用資産	ソフトウェア	16,977千円

当社グループは、原則として事業単位を基準とした管理会計上の区分及び投資の意思決定を基礎として、継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。ただし、将来の使用が見込まれていない資産や処分、廃止の意思決定をした資産については、個別にグルーピングを実施しております。

当社において、現在の事業環境を踏まえ、将来の収益見込み等を合理的に見積り、回収可能性を慎重に検討した結果、事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、ゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	38,781,600	118,800	-	38,900,400

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 118,800株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,027	-	-	1,027

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					707	
合計						707	

(注)上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストックオプション等関係)に記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月23日 定時株主総会	普通株式	38	1.00	2021年1月31日	2021年4月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77	2.00	2022年1月31日	2022年4月25日

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	38,900,400	124,800	-	39,025,200

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 124,800株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,027	1,043,567	-	1,044,594

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					811	
合計						811	

(注)上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストックオプション等関係)に記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月22日 定時株主総会	普通株式	77	2.00	2022年1月31日	2022年4月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	94	2.50	2023年1月31日	2023年4月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
現金及び預金	2,707,064千円	2,516,473千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	11,254	11,254
現金及び現金同等物	2,695,809	2,505,218

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)

吸収分割により新たに株式会社エイジプラスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社エイジプラス株式の取得価額と株式会社エイジプラス取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

固定資産	8,318千円
のれん	111,682
株式の取得価額	120,000
吸収分割に係る未払金の額	60,000
差引：吸収分割による支出	60,000

当連結会計年度(自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金を主に自己資本を基本としております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機目的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に一部の連結子会社による設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年 1月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(2)	57,776	56,867	908
負債計	57,776	56,867	908

(1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

当連結会計年度(2023年 1月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(2)	54,440	51,627	2,812
負債計	54,440	51,627	2,812

(1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,707,064			
売掛金	530,251			
合計	3,237,315			

当連結会計年度(2023年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,516,473			
売掛金	798,750			
合計	3,315,223			

(注2) 長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む)の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	5,513	7,068	7,068	7,068	7,068	23,991
合計	5,513	7,068	7,068	7,068	7,068	23,991

当連結会計年度(2023年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	6,456	7,080	7,080	7,080	7,080	19,664
合計	6,456	7,080	7,080	7,080	7,080	19,664

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度(2023年1月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度(2023年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定も含む)		51,627		51,627

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間にわたり、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年1月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額363千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2023年1月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額363千円)は市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年1月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型退職給付制度として、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	20,321 千円	23,191 千円
退職給付費用	7,891	6,568
退職給付の支払額	5,020	4,253
退職給付に係る負債の期末残高	23,191	25,507

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
非積立型制度の退職給付債務	23,191 千円	25,507 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,191	25,507
退職給付に係る負債	23,191	25,507
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,191	25,507

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 7,891千円 当連結会計年度 6,568千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
新株予約権戻入益	672千円	48千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	第1回 2014年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 26
株式の種類別のストックオプションの数 (注)1	普通株式 1,145,600株
付与日	2014年5月31日
権利確定条件	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または使用人であること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2016年6月1日～ 2024年5月25日

会社名	提出会社
決議年月日	第3回 2014年12月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 35
株式の種類別のストックオプションの数 (注)1	普通株式 844,800株
付与日	2015年1月8日
権利確定条件	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または使用人であること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2017年1月9日～ 2024年12月25日

会社名	提出会社
決議年月日	第6回 2017年6月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
株式の種類別のストックオプションの数(注)1	普通株式 1,921,200株
付与日	2017年6月27日
権利確定条件	<p>2018年1月期乃至2024年1月期のいずれかの事業年度において、営業利益が960百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であること。ただし、退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2018年5月1日～ 2024年5月10日

会社名	提出会社
決議年月日	第9回 2022年1月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 1 (注)2
株式の種類別のストックオプションの数(注)1	普通株式 786,500株
付与日	2023年2月3日
権利確定条件	<p>2025年1月期乃至2028年1月期までのいずれかの期において、当社のEBITDAが1,500百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAについては「営業利益(ただし、本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合においては、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益とする)+減価償却費+のれん償却費」を参照するものとする。また、上記におけるEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>上記に加えて、新株予約権者は本新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて、当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)が、450億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> $\text{時価総額} = \text{株価} \times \text{発行済株式総数}$ <p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めただけの場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。

権利行使期間	2025年4月1日～ 2032年2月2日
--------	----------------------

- (注) 1. ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、2015年8月31日付で普通株式1株を200株、2016年10月1日付で普通株式1株につき4株及び2018年9月1日付で普通株式1株につき4株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。
- (注) 2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。
- (注) 3. 2022年5月にアメーバ・オプションを申し込み、退職者からストック・オプションの返還を受け、別の対象者に取り分けることが可能となりました。ただし、追加の停止条件は付していません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年1月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回	第3回	第5回	第6回	第7回	第9回
権利確定前(株)						
前連結会計年度末				1,921,200		
付与						786,500
失効				1,820,000		
権利確定						
未確定残				101,200		786,500
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	19,200	67,200	32,000		56,800	
権利確定						
権利行使	6,400	41,600	32,000		44,800	
失効					12,000	
未行使残	12,800	25,600				

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、2015年8月31日付で普通株式1株を200株、2016年10月1日付で普通株式1株につき4株及び2018年9月1日付で普通株式1株につき4株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社					
	第1回	第3回	第5回	第6回	第7回	第9回
権利行使価格(円)	49	49	49	417	417	583
行使時平均株価(円)	977	972	501		562	
付与日における公正な評価単価(円)				0.25	4.00	1.00

(注) ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。なお、2015年8月31日付で普通株式1株を200株、2016年10月1日付で普通株式1株につき4株及び2018年9月1日付で普通株式1株につき4株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注)	61.49%
満期までの期間	10.0年
配当利回り	0.17%
無リスク利率	0.15%

(注) 満期までの期間に応じた直近の期間に係る株価実績に基づき算定しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	104,173千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	65,321千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理いたします。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,846千円	15,106千円
棚卸資産評価損	423	378
投資有価証券評価損	4,078	4,078
貸倒引当金	3,704	5,053
資産除去債務	11,600	17,994
退職給付に係る負債	7,101	7,810
税務上の繰越欠損金 (注) 2	-	35,194
その他	3,899	5,354
繰延税金資産小計	33,654	90,970
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	35,194
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	8,206	9,510
評価性引当額小計 (注) 1	8,206	44,704
繰延税金資産合計	25,448	46,265
繰延税金資産純額	25,448	46,265

(注) 1. 評価性引当額が36,497千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を35,194千円追加的に認識したものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2023年1月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						35,194	35,194
評価性引当額						35,194	35,194
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	-
住民税均等割等	0.5%	-
評価性引当金の増減	0.3%	-
子会社欠損金	2.2%	-
その他	0.1%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.9%	-

当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと思われる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
	売上高	売上高
終活事業		
お墓事業	1,727,098	1,893,539
葬祭事業	956,334	1,075,639
仏壇事業	304,647	343,483
相続事業	386,045	544,826
介護事業	94,727	430,917
官民協働事業	89,901	272,038
その他	204,187	379,799
終活関連書籍出版事業		
書籍事業	63,195	63,996
顧客との契約から生じる収益	3,826,139	5,004,242
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	3,826,139	5,004,242

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

終活事業の各サービスの収益は、主に成約手数料収益と広告掲載料収益があります。

成約手数料収益については、優良事業者に顧客を紹介し、事業者と顧客が成約した時に履行義務が充足されると判断し、成約時に収益を認識しております。

また、広告掲載料収益については、広告掲載期間にわたり履行義務が充足されると判断し、広告掲載期間にわたり収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 売掛金	958,494	530,251
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 売掛金	530,251	798,750
契約負債(期首残高) 前受金	20,668	52,028
契約負債(期末残高) 前受金	52,028	137,132

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は52,028千円であります。

また、契約負債の増加額は、主に広告掲載料の請求及び入金額に対する広告掲載期間未到来分の前受金の増加額であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

当社グループは、終活事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しておりま
す。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

当社グループは、終活事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しておりま
す。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	終活事業	終活関連書籍出版事業	合計
外部顧客への売上高	3,762,943	63,195	3,826,139

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しておりま
す。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

1 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	終活事業	終活関連書籍出版事業	合計
外部顧客への売上高	4,940,245	63,996	5,004,242

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しておりま
す。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

当社グループは、終活事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

当社グループは、終活事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

当社グループは、終活事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり純資産額	93.82円	88.91円
1株当たり当期純利益金額	9.30円	11.87円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	9.00円	11.79円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	361,155	453,630
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	361,155	453,630
期中平均株式数(株)	38,836,924	38,231,427
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,291,396	253,730
(うち新株予約権)(株)	(1,291,396)	(253,730)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2022年12月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

1 自己株式の取得を行う理由

機動的かつ柔軟な資本政策の実施により、株主還元の充実を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数：800,000株(上限)
- (3) 株式の取得価額の総額：500,000千円(上限)
- (4) 取得方法：東京証券取引所における市場買付け
- (5) 取得期間：2022年12月19日から2023年3月10日まで

3 自己株式の取得の状況

上記取締役会決議に基づき2022年12月19日から2023年1月31日までに取得した自己株式

取得した株式の総数 243,500株

株式の取得価額の総額 234,533千円

上記取締役会決議に基づき2023年2月1日から2023年3月10日(取得終了)までに取得した自己株式

取得した株式の総数 243,500株

株式の取得価額の総額 265,425千円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	5,513	6,456	2.00	
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	52,263	47,984	2.00	2024年2月1日～ 2031年3月4日
合計	57,776	54,440		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	7,080	7,080	7,080	7,080

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する簡易的な方法を行っているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,082,693	2,324,969	3,640,314	5,004,242
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	116,891	298,249	505,603	661,383
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益金額 (千円)	68,359	187,468	324,224	453,630
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	1.78	4.89	8.47	11.87

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	1.78	3.12	3.58	3.39

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,571,392	2,232,232
売掛金	479,596	718,924
製品	1,621	3,299
仕掛品	1,107	445
貯蔵品	163	165
前払費用	93,308	28,724
短期貸付金	70,000	320,000
仮払金	1,743	267,084
関係会社未収入金	17,643	7,064
その他	6,891	8,369
貸倒引当金	9,429	16,502
流動資産合計	3,234,039	3,569,807
固定資産		
有形固定資産		
建物	173,244	172,832
工具、器具及び備品	39,907	42,327
有形固定資産合計	213,151	215,160
無形固定資産		
ソフトウェア	165,556	104,702
ソフトウェア仮勘定	-	9,952
その他	202	202
無形固定資産合計	165,758	114,857
投資その他の資産		
投資有価証券	363	363
関係会社株式	111,789	111,789
出資金	-	30,000
繰延税金資産	25,448	46,265
敷金及び保証金	195,790	168,165
破産更生債権等	5,345	-
その他	1,540	1,540
貸倒引当金	5,345	-
投資その他の資産合計	334,931	358,123
固定資産合計	713,842	688,142
資産合計	3,947,881	4,257,949

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	371	693
未払金	155,630	273,514
未払法人税等	-	235,919
未払消費税等	17,545	97,980
前受金	47,369	122,823
預り金	13,748	13,720
流動負債合計	234,665	744,652
固定負債		
退職給付引当金	23,191	25,507
固定負債合計	23,191	25,507
負債合計	257,856	770,159
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,045,698	1,057,089
資本剰余金		
資本準備金	1,005,698	1,017,089
資本剰余金合計	1,005,698	1,017,089
利益剰余金		
利益準備金	28,280	28,280
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,609,839	2,055,879
利益剰余金合計	1,638,119	2,084,159
自己株式	198	671,359
株主資本合計	3,689,317	3,486,978
新株予約権	707	811
純資産合計	3,690,025	3,487,790
負債純資産合計	3,947,881	4,257,949

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)	当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)
売上高		
役務収益	3,586,445	4,238,611
製品売上高	63,195	63,996
売上高合計	3,649,641	4,302,608
売上原価		
役務原価	1,502,536	1,703,912
製品売上原価		
製品期首棚卸高	2,318	1,621
当期製品製造原価	33,487	31,178
合計	35,805	32,799
他勘定振替高	1,267	1,395
製品期末棚卸高	1,621	3,299
製品売上原価	33,916	29,104
売上原価合計	1,536,453	1,733,017
売上総利益	2,113,187	2,569,591
販売費及び一般管理費	² 1,541,925	² 1,819,736
営業利益	571,262	749,854
営業外収益		
受取利息	112	1,580
為替差益	2,309	3,168
その他	509	394
営業外収益合計	2,931	5,142
営業外費用		
支払手数料	-	5,877
その他	68	-
営業外費用合計	68	5,877
経常利益	574,125	749,120
特別利益		
新株予約権戻入益	6,954	503
特別利益合計	6,954	503
特別損失		
固定資産売却損	14	-
減損損失	-	16,977
固定資産除却損	837	1,524
特別損失合計	852	18,501
税引前当期純利益	580,227	731,121
法人税、住民税及び事業税	21,586	228,099
法人税等調整額	157,572	20,816
法人税等合計	179,158	207,282
当期純利益	401,068	523,839

【役務原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)		当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	861,158	57.3	951,502	55.8
経費		641,378	42.7	752,410	44.2
役務原価		1,502,536	100.0	1,703,912	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度(千円) (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
業務委託費	250,864	365,493
地代家賃	171,327	180,498
通信費	127,242	156,029

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)		当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	6,092	18.6	5,908	19.4
経費		26,630	81.4	24,607	80.6
当期総製造費用		32,723	100.0	30,515	100.0
期首仕掛品棚卸高		1,871		1,107	
計		34,594		31,623	
期末仕掛品棚卸高		1,107		445	
当期製品製造原価		33,487		31,178	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度(千円) (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
印刷費	15,803	16,937
原稿料	6,433	4,800
業務委託費	4,393	2,869

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,038,547	998,547	998,547	28,280	1,619,894	1,648,174
会計方針の変更による累積的影響額					372,343	372,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,038,547	998,547	998,547	28,280	1,247,551	1,275,831
当期変動額						
新株の発行	7,151	7,151	7,151			
剰余金の配当					38,780	38,780
当期純利益					401,068	401,068
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	7,151	7,151	7,151	-	362,288	362,288
当期末残高	1,045,698	1,005,698	1,005,698	28,280	1,609,839	1,638,119

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	198	3,685,070	7,753	3,692,823
会計方針の変更による累積的影響額		372,343		372,343
会計方針の変更を反映した当期首残高	198	3,312,726	7,753	3,320,479
当期変動額				
新株の発行		14,302		14,302
剰余金の配当		38,780		38,780
当期純利益		401,068		401,068
自己株式の取得		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			7,045	7,045
当期変動額合計	-	376,591	7,045	369,545
当期末残高	198	3,689,317	707	3,690,025

当事業年度（自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,045,698	1,005,698	1,005,698	28,280	1,609,839	1,638,119
当期変動額						
新株の発行	11,390	11,390	11,390			
剰余金の配当					77,798	77,798
当期純利益					523,839	523,839
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						
当期変動額合計	11,390	11,390	11,390	-	446,040	446,040
当期末残高	1,057,089	1,017,089	1,017,089	28,280	2,055,879	2,084,159

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	198	3,689,317	707	3,690,025
当期変動額				
新株の発行		22,780		22,780
剰余金の配当		77,798		77,798
当期純利益		523,839		523,839
自己株式の取得	671,160	671,160		671,160
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			104	104
当期変動額合計	671,160	202,339	104	202,234
当期末残高	671,359	3,486,978	811	3,487,790

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

- | | |
|-----------------|--|
| (a)子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (b)その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2)棚卸資産

- | | |
|-----------|--|
| (a)製品・仕掛品 | 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| (b)貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～24年
工具、器具及び備品	3～15年

(2)無形固定資産

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(関係会社株式の評価)

当事業年度末の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	111,789	111,789

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、財務諸表の作成にあたり、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。

なお、関係会社株式の一部については、実質価額が著しく低下しているものの、将来の事業計画に基づいて取得価額まで回復することが見込まれることから、評価損を計上しておりません。

今後、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表の関係会社株式、関係会社株式評価損に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「仮払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた8,635千円は、「仮払金」1,743千円、「その他」6,891千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、終息時期を正確に予想することは困難な状況ではありますが、ワクチンの効果が発現することで、今後徐々に回復していくものと仮定して、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度		当事業年度	
	(自	2021年2月1日	(自	2022年2月1日
	至	2022年1月31日)	至	2023年1月31日)
見本品費		267千円		395千円

2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

項目	前事業年度		当事業年度	
	(自	2021年2月1日	(自	2022年2月1日
	至	2022年1月31日)	至	2023年1月31日)
役員報酬		97,399千円		116,100千円
広告宣伝費		711,427		929,947
給料及び手当		189,998		171,905
減価償却費		95,671		93,010
退職給付費用		1,694		1,206
貸倒引当金繰入額		2,942		1,727
おおよその割合				
販売費		48%		57%
一般管理費		52%		43%

(有価証券関係)

前事業年度(2022年1月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年1月31日)
子会社株式	111,789
計	111,789

当事業年度(2023年1月31日)

子会社株式は、市場価格がない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2023年1月31日)
子会社株式	111,789
計	111,789

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,846千円	15,106千円
資産除去債務	11,600	17,994
棚卸資産評価損	423	378
有価証券評価損	4,078	4,078
関係会社評価損	14,414	14,414
貸倒引当金	3,704	5,053
退職給付引当金	7,101	7,810
その他	3,899	5,354
繰延税金資産小計	48,069	70,190
評価性引当額	22,621	23,924
繰延税金資産合計	25,448	46,265

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
法定実効税率	%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	%	0.1%
住民税均等割等	%	0.7%
評価性引当金の増減	%	0.2%
税額控除	%	2.4%
その他	%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	%	28.6%

前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物	173,244	10,263	-	10,674	172,832	33,947
工具、器具及び備品	39,907	23,624	1,524	19,679	42,327	69,074
有形固定資産計	213,151	33,887	1,524	30,353	215,160	103,022
無形固定資産						
ソフトウェア	165,556	18,780	16,977 (16,977)	62,656	104,702	-
ソフトウェア仮勘定	-	9,952	-	-	9,952	-
その他	202	-	-	-	202	-
無形固定資産計	165,758	28,733	16,977 (16,977)	62,656	114,857	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品の増加額：パソコン 23,624千円

2. 当期減少額のうち()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	14,775	16,502	14,775	16,502

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年1月31日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL http://www.kamakura-net.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社の定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第38期(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)2022年4月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年4月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第39期第1四半期(自 2022年2月1日 至 2022年4月30日) 2022年6月10日 関東財務局長に提出。

第39期第2四半期(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日) 2022年9月14日 関東財務局長に提出。

第39期第3四半期(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日) 2022年12月12日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2022年4月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年3月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(会計監査人の異動)の規定に基づく臨時報告書

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2022年3月1日 至 2022年3月31日) 2022年4月15日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年4月1日 至 2022年4月30日) 2022年5月2日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年12月19日 至 2022年12月31日) 2023年1月13日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2023年1月1日 至 2023年1月31日) 2023年2月14日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2023年2月1日 至 2023年2月28日) 2023年3月14日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2023年3月1日 至 2023年3月10日) 2023年4月3日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年 4月24日

株式会社鎌倉新書
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 秀 仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 屋 浩 孝

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鎌倉新書の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鎌倉新書及び連結子会社の2023年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

期末日付近における終活事業の売上高の計上タイミング及び計上額	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社鎌倉新書（以下、「会社」という。）グループは、葬儀、お墓、仏壇を主軸とした終活メディアとしてポータルサイトの運営を主な事業としている。連結損益計算書に記載のとおり、当連結会計年度の売上高5,004,242千円に対し、会社の個別財務諸表の売上高は4,302,608千円であり、連結売上高の大部分が会社の売上高で構成されている。</p> <p>（収益認識関係）に記載のとおり、会社は終活事業及び終活関連書籍出版事業のサービスを提供している。終活事業は、終活市場におけるユーザーの多様化するニーズに応えるため、多くの種類のサービスから構成されているという特徴を有している。また、終活事業の各サービスの売上高は主に成約手数料収益と広告掲載料収益により構成されている。</p> <p>売上高は連結財務諸表において金額の重要性を有し、企業の事業活動の規模を示す重要な指標であり、会社グループは売上高に関する業績予想を公表しているため、売上高予算の達成に対して一定のプレッシャーが存在すると考えられる。</p> <p>特に期末日近くで計上される売上高は、予算達成のプレッシャーがより強く、期末日までに入金を確認出来ないため、先行計上のリスクがあると考えられる。</p> <p>以上より、当監査法人は、連結財務諸表における会社の売上高の金額の重要性が高く、特に期末日付近における終活事業の売上高の計上タイミング及び計上額に対して監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、期末日付近における会社の売上高を計上したタイミング及び計上額の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価</p> <p>販売取引に関連するプロセスの内部統制の整備及び運用状況を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上計上データと成約報告書（若しくは広告申込書）等の内容の一致を確認する統制 ・ 売上修正データと稟議書及び根拠資料との内容の一致を確認する統制 <p>（２）売上高の検討</p> <p>期末日付近の販売取引の内、当監査法人がリスクを勘案して設定した一定の基準を上回る取引等について、売上高の計上タイミング及び計上額の妥当性について以下を含む手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末日付近に計上された売上取引について、成約報告書等の根拠資料と売上金額及び売上計上日付との整合性を検討した。 ・ 期末日後の売上マイナス処理について、根拠資料を閲覧し、当年度に売上高のマイナスとして処理すべき取引の有無について検討した。 ・ 売掛金の残高確認について、発送基準日に加え期末日時点で一定の基準を上回る得意先について追加の残高確認を実施し、回答情報との整合性を検討した。 ・ 販売システムを経由していない売上計上の処理に対して、根拠資料と売上金額及び売上計上日付との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社鎌倉新書の2023年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社鎌倉新書が2023年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月24日

株式会社鎌倉新書
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 浩孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鎌倉新書の2022年2月1日から2023年1月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鎌倉新書の2023年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

期末日付近における終活事業の売上高の計上タイミング及び計上額

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（期末日付近における終活事業の売上高の計上タイミング及び計上額）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。